

早稻田大学大学院社会科学研究科  
博士学位申請論文審査要旨

申 請 学 位 名 称	博士（学術）
申 請 者 氏 名	上森 亮
専 攻 ・ 研 究 指 導	地球社会論専攻 社会思想研究指導
論 文 題 目	アイザイア・バーリン Isaiah Berlin
論 文 副 題	多元主義の政治哲学 The Political Philosophy of Pluralism

# 博士（学術）学位申請論文審査要旨

上森 亮

アイザイア・バーリン—多元主義の政治哲学

## [1] 主題と概観

本論文は、二十世紀の著名な政治学者・政治思想史家のアイザイア・バーリン（1909～1997）の「多元主義の政治哲学」の全体像を示し、現代政治哲学におけるバーリンの位置を明らかにしたものである。バーリン政治哲学の全体像を捉えることがいかに難しいかは、これまでそれをなした研究者がいなかったことからも容易に理解できる。何故、バーリンの全体像を捉えるのが難しいのか、それには以下のようない由が考えられる。①バーリンは哲学者として出発し、後に政治学者・政治思想史家になったが、その過程が錯綜していて捉え難かった。②バーリンは厖大な作品（著書、論文、エッセイ、書簡など）を残したけれども、自身の思想を体系的に述べた主著を書かなかつたので、バーリン思想を包括的に捉えることが難しかつた。③バーリンにおいて重要な位置を占めるドイツ・ロマン主義やロシア思想が、現代の政治哲学・政治思想の研究者にとって必ずしも親しいものではなかつた。しかし筆者が本論文を書き上げたということは、当然こうした難題を筆者なりに乗り越えたからである。例えは①についていえば、哲学者としてのバーリンを知るにはどうしても二十世紀初期の論理実証主義を理解していかなければならぬが、筆者は大学学部時代に、ヴィトゲンシュタインやその周辺にいる哲学者の著作に親しんでいたので、バーリンの哲学を理解するのが比較的容易だつたと思われる。第Ⅰ部は筆者のそうした哲学的知識があつて書かれ得たのである。②についていえば、バーリンの主著の代わりを果たしてきたのは周知のように「二つの自由概念」（‘Two Concepts of Liberty’）であつて、確かにそれはバーリン政治哲学の中心的場所を占めてはいるけれども、その全体の構造を示してはいない。バーリンの全体像を捉えるには「二つの自由概念」を中心に置き、それと他の著作や論文とを結びつけるという作業を通してはじめて可能になる。そこで重要になってくるのが、バーリンの死後に公刊された、*The Power of Ideas* (2000)、*Political Ideas in the Romantic Age* (2006) などの著作であつて、そうした著作を合わせ読むことによつて、バーリンの政治哲学は、はじめてその全体像を現わす。同じことが③にもいえ、バーリンの「多元主義」理解に不可欠なロマン主義やロシア思想も、特にバーリン死後公刊された上記のような著作によって、バーリンの政治哲学の中でどういう位置を占めているのかが分る。第Ⅱ部と第Ⅲ部はそうした著作を深く理解した上で論じられている。このようにバーリン政治哲学の全体像を明示した筆者は第Ⅳ部で、現代政治哲学におけるバーリンの位置づけを行う。第Ⅳ部で取り上げられているのは、バーリンを直接批判・批評した政治学者であるので、その範囲は多少限られてはいるけれども、現代の政治哲学に占めるバーリンの位置が鮮明に示されている。

## [2] 論文の構成

### 目次

はじめに

### 第Ⅰ部 哲学から政治理論へ

#### 第1章 哲学における実証主義批判

- 一 検証原理批判
- 二 現象主義批判
- 三 批判と積極的見解
- 四 インフレ主義とデフレ主義
- 五 哲学とは何か

#### 第2章 歴史学における諸問題

- 一 ヘンペルによる歴史的説明の定式化
- 二 バーリンによる歴史的説明の分析
- 三 自由意志の問題と歴史学
- 四 歴史学における価値判断の問題
- 補論 現実感覚と政治家

#### 第3章 倫理学から政治理論へ

- 一 客観的価値の擁護
- 二 普遍的価値は存在するのか
- 三 倫理学から政治理論へ

### 第Ⅱ部 バーリンの自由主義

#### 第4章 平等概念の分析

- 一 平等の核
- 二 ルールに内在する平等
- 三 平等そのもの
- 四 ロマン主義者の言い分を聞く

#### 第5章 「二つの自由概念」を読む

- 一 消極的自由について
- 二 積極的自由について
- 三 本当に積極的自由を批判したのか

#### 第6章 価値多元主義について

- 一 一元主義と多元主義
- 二 価値の客観性・有限性と価値の衝突
- 三 選択の必要性とユートピアの不可能性

#### 第7章 多元主義と自由主義的寛容

- 一 多元主義と寛容

- 二 ミルとバーリン
- 三 選択する存在からの議論

### 第III部 実践としての「思想史」

#### 第8章 ロマン主義の遺産

- 一 啓蒙主義の要点
- 二 ロマン主義の前兆
- 三 ロマン主義の誕生
- 四 ロマン主義の遺産

#### 第9章 ナショナリズムの諸相

- 一 ナショナリズムの特徴
- 二 ナショナリズムの源泉とその発展
- 三 ナショナリズムとポピュリズム
- 四 バーリンとナショナリズム

#### 第10章 ロシア・インテリゲンツィアの独創性

- 一 インテリゲンツィアについて
- 二 インテリゲンツィアのコミットメント
- 三 ゲルツェンと個人の自由

### 第IV部 批判と向き合う

#### 第11章 シュトラウスらの相対主義批判

- 一 バーリンは相対主義者か
- 二 パングルの批判
- 三 サンデルの問い合わせ

#### 第12章 テイラーの消極的自由批判

- 一 機会概念と行使概念
- 二 質的自由と量的自由
- 三 テイラーは消極的自由を論駁したのか
- 四 多元主義とシヴィック・ヒューマニズム

#### 第13章 ペティットの共和主義的自由

- 一 「二つの自由概念」と民主主義
- 二 共和主義的自由
- 三 異議申し立て的民主主義
- 四 消極的自由と共和主義的自由

#### 第14章 ドゥオーキンの多元主義批判

- 一 なぜハリネズミでなければならないのか
- 二 自由と平等は両立するか
- 三 何が問題となっているのか

## 第15章 多元主義と自由主義

- 一 グレイの批判
- 二 グレイの批判の検討
- 三 クラウダーの批判
- 四 クラウダーの批判の検討
- 五 多元主義的自由主義の一つのモデル

おわりに

### [3] 各章の概要

本論文は四部から構成されている。

第I部では、バーリンが哲学者として出発し、その後歴史学を学び、更に倫理学の考察を通して政治理論の研究に向かい、政治哲学者・政治思想家として自らの思想を確立していく過程で直面した問題が扱われている。

第1章は、哲学者として出発したバーリンが、当時のイギリスで注目されていた論理実証主義に対して行った批判を扱っている。二十世紀に入るとイギリスでは、観念論哲学に対抗して分析哲学が現れるが、30年代になると論理実証主義が登場、初めバーリンは関心を示すが次第に批判するようになる。バーリンの批判は、論理実証主義が依拠する検証原理と現象主義に向けられる。検証原理に対しては、検証不可能であっても有意味な言明もあるとして、同原理が有意味性の基準としては不適切だ、と。現象主義に対しては、定言命題と仮言命題の論理的差異を捉えていないと批判する。更にバーリンは、哲学における伝統的思考パターンを「インフレ主義」と「デフレ主義」に区別しそれぞれを批判する。即ち、前者は「際限なく存在者を増やす」(B・ラッセル)ことになり、後者は「究極的要素」にまで還元しようとするので誤っている、と。最後に、バーリンの哲学観に触れ、カント的なところにその特徴を見るが、バーリンが歴史的に変化するカテゴリーを重視するのにカントがそうでないところに、両者の違いを認める。

第2章はバーリンの歴史学・歴史哲学を取り上げその特徴を論じている。先ず、論理実証主義の影響を受けたC・G・ヘンペルの歴史論とバーリンのそれとを比較し、歴史学は社会科学に含まれるもの的社会科学の説明は自然科学の説明と基本的には同型だとするヘンペルに対して、バーリンは歴史学を人文学の一つと解し、その目的も方法も自然科学とは異なると説く。自然科学において主要な地位を占めているのは一般的法則だが、歴史学では特殊的な出来事である。歴史的思考は常識の働きに似ていて、常識が歴史学を支えている。バーリンはこのような歴史的思考と類比的な常識を現実感覚と呼ぶ。以上から、自然科学は外的観察に、歴史学は内的な了解に重きを置くという帰結が導かれる。次に、歴史学における自由意志および価値の問題が取り上げられている。自由意志の問題は、決定論と自由意志論の両立論か非両立論かという問題として、西洋思想史において繰り返し議論されてきた問題だが、バーリンは非両立論者の立場の擁護者だという。またバーリンは、

歴史学においては事実判断と価値判断（道徳的判断も含む）を切り離せないと考える。何故なら、歴史家は常識のカテゴリーを採用するからである。補論では、政治家にも歴史家と同じく現実感覚が必要だというバーリンの考えが述べられている。

第3章は、先ず、前章から引き継がれた価値の客觀性・普遍性の問題を取り上げ、次いで、バーリンにとって倫理学・政治哲学とは何かについて論じている。バーリンは価値の客觀性、普遍性の存在を以下のように肯定する。ある人の価値観を主觀的、恣意的などの語で表現できるのは、何かそうでないものと対比させる限りであるが、その何かが共通に認められている価値、即ち客觀的価値であって、それは「常識」のカテゴリーを用いる方法によって記述できる。普遍的価値の存在も色々の仕方で示され得るが、例えば通常のコミュニケーションが成り立つということは、すべての価値が相対的ではないことであり、寧ろその前提に普遍的価値があるからだと考えられる。次に倫理学と政治理論について、バーリンはこう説く。哲学の問題は価値判断に関わるので、倫理学も哲学に含まれる。従って、倫理学も哲学の一領域である。そして、倫理学を社会に適用したものが政治哲学だが、しかし政治哲学の成立が可能なのは、多元的な価値が追求されている世界においてのみである。人間観や世界観を問い合わせ、現実感覚を持ち歴史との関係を維持しながら、「自分の見解を敵の観点」から見る態度で分析するのが政治理論である、と。

第II部は、平等、「二つの自由概念」、価値多元主義、そして、自由主義的「寛容」といったバーリンの自由主義思想を構成する重要な概念を分析している。

第4章は哲学論集、*Concepts and Categories*(1978)所収の「平等」(‘Equality’)を取り上げバーリンの平等概念を分析している。バーリンの平等概念の核心にあるのは、「十分な理由がなければ、すべての人は同様の扱いを受けなければならない」という考え方で、これは、「財、その他の保有量が平等ならば正当化を必要とせず、不平等のみが正当化を必要とする」を含意する。バーリンの議論の特徴は、平等を「ルール」と「公正」に結び付けて論じているところにある。バーリンによれば、定義によってルールは「多少の平等」を含意している、つまりルールに平等が内在している。ここでR・ノージックやH・G・フランクファートのバーリン批判に答える。即ち、ノージックもすべての人に等しく適用されるルールを認めていた点でバーリンと同じであり、また、平等が形式的関係でそれ自体としての道徳的重要性を持たないという点で、フランクファートとバーリンの結論に違いはない、と。公正についてバーリンは、「平等それ自体のための欲求」という。これをルールとの関係でいえば、あるルールを破ることは公正の感覚に反するので、不平等をもたらす「十分な理由」を考慮する際に公正な感覚もある程度判断材料になる。

第5章は「二つの自由概念」の分析を行っている。バーリンが関心を持つ政治的自由は、消極的自由と積極的自由の二つに整理される。前者は「範囲」の問題にかかわるもので「他のものによる干渉をうけない範囲としての自由」のことであり、後者は「支配」の問題にかかわるもので「自己支配としての自由」のことである。バーリンによれば、近代社会に適した望ましい自由は消極的自由であるが、一方の積極的自由の中の特定の自由は政治的

に危険である。自己支配とは「理性による解放」を通して低次の自己を克服し高次の自己と一体化することだが、それが危険になるのは個人から他の者・集団へと移しかえられる時である。即ち、理性が低次の私を解放し高次の自己に高めるように、理性が低次の他の者・集団を解放して高次の自己=他の者・集団に高めようとする時、理性の名によって、低次の自己である他の者・集団に対する干渉・抑圧が正当化される。しかしその正当化はその前提に一元主義が想定されている場合に貫徹される。従って、バーリンが危険だとして批判する積極的自由は、「合理主義の枠内で、一元主義的な目的として解釈されたもの」であって、より柔軟な積極的自由をバーリンは否定しているわけではない。

第6章は「理想の追求」(‘The Pursuit of the Ideal’)に依拠し、バーリンの多元主義を吟味している。バーリンの多元主義は、事実（認識）ではなく価値についてのもので、マキアヴェッリにその起源を求めている。多元主義の特徴として、価値の多数性、理解可能性、合理性と一意性・唯一性との区別、価値の客觀性、価値の有限性、価値の衝突といった特徴があるが、これらの中で、バーリンの価値多元主義で最も特徴的なのは「価値の衝突」である。バーリンはマキアヴェッリにおける異教の徳とキリスト教の徳とに価値の衝突を読み取る。価値の衝突は価値の両立可能性と体系性を否定することである。それが含意するのは、先ず「選択の必要性」であり、次に「ユートピアの不可能性」ということである。バーリンにとって人間が選択することは、人間が「人間的」であることの最も重要な条件である。また、ユートピアが不可能ということは、すべての価値が調和するような理想的な社会は実現不可能だということである。しかしバーリンは価値の衝突は避けられないが、緩和された社会、「品位ある社会」は可能だと考える。

第7章は多元主義と自由主義的寛容の関係について、J・S・ミルの自由論に依拠し論じている。前章で見たように、多元主義の特徴の一つに「理解可能性」が挙げられるけれども、それは寛容を含意してはいない。そこでバーリンは、ミルの『自由論』を取り上げ、多元主義と寛容の問題を考察する。ミルが最も望ましいとしたものの中でバーリンが重視するのは、多様性と選択する存在という人間観で、バーリンはそれらと寛容の関係を考える。先ず前者については以下のように推論される。真理のためには反対意見が必要、反対意見は多様性を含意する、反対意見のためには最低限の寛容が必要、真理のためには寛容が必要、と。次に後者は、人間は選択する存在、他者に選択の自由を認め他者の個性を寛容に扱うべき、他者の個性の尊重は多様な生の様式を認めることを含意する、と推論される。最後に、寛容のパラドックスについて扱っている。

**第III部**では、7章で考察された「寛容」が思想史に応用され、ドイツ・ロマン主義、その影響を受けたナショナリズムやロシア・インテリゲンツィアの特徴が論じられている。

第8章はロマン主義についてのバーリンの議論を取り上げ検討している。バーリンは、西洋政治思想史上でロマン主義が果たした役割を非常に重視している点で、ハイエクやボバーなどの自由主義者と異なる。啓蒙主義的な思想傾向は、古代ギリシア哲学や中世のキリスト教神学にも見られたが、近代の啓蒙主義の特徴は、「理性」の優位を唱え自然科学を

モデルとして、それをあらゆる領域に適用するところにある。こうした近代の啓蒙主義に真正面から反発したのがロマン主義で、G・ヴィーコ、J・G・ハーマン、J・G・ヘルダーなどによって展開された。ロマン主義者たちは、一方で科学主義と普遍主義を批判し、他方で人間の多様性・特殊性を強調し、「深さ」や「動機」を重視した。最後に、ロマン主義的英雄として、ルターとベートーヴェンを取り上げている。

第9章は、ナショナリズムに対するバーリンの態度について論じている。ナショナリズムは「文化の独自性」を強調する、つまり、文化と文化との間の優劣は決められないと説く。こうしたナショナリズムがロマン主義に由来していて、その啓蒙主義批判を継承していることは明らかである。従って、本章でもハーマンやヘルダーへの言及が多いが、バーリンは更に、カントの道徳哲学が媒介になってフィヒテのナショナリズムが導かれたという独自の議論を展開する。即ち、カントの個人的自己がフィヒテによって集団的自己決定・集団的自己実現へと転化したと論ずる。そこから、「排外主義」、「焚書」といったネガティブなナショナリズムが導かれる可能性がある。次に、バーリンのヘルダー論に拠り、ナショナリズムとポピュリズムとの違いを扱う。ヘルダーのいうポピュリズムは、政治的なものでなく文化的なものであり、また、文化がある集団にとって独自の価値を持つものであっても、それが他の集団にも妥当する可能性を否定するものではなかった。従って、ナショナリズムとポピュリズムとは異なる。

第10章は、先ずロシアのインテリゲンツィアの特徴について、次にA・ゲルツェンの独創性について論じている。十九世紀ロシアの一流の思想家は、I・ツルグーネフ、トルストイなど殆ど文学者だったが、そこにはロシア的態度といったものが認められた。作品は作者の全人格を表現したもので、その人格には分裂はないとする態度がそれで、それを極端に推し進めたのがインテリゲンツィアであった。その態度はドイツ・ロマン主義にも通ずるものだったが、ロマン主義者が進歩や理性を批判したのに対し、インテリゲンツィアは必ずしもそうではなかった。そして、インテリゲンツィアは芸術の問題だけでなく社会問題にもコミットし、両者の間にジレンマのあることを自覚し、その問題と格闘したが、そこに彼らの際立った特徴をバーリンは見る。このようなインテリゲンツィアの代表がゲルツェンで、バーリンが最も大きな影響を受けた人物である。ゲルツェンによれば、人生の目的を考察する道徳哲学は政治哲学と密接に関係している。それ故、私の幸福な人生はあなたの幸福な人生とは両立しないかも知れない、こうしたことインテリゲンツィアにとって福音だった進歩についてもいえるかもしれない。そして、進歩のためには犠牲もやむをえないと考えるかもしれない。しかしゲルツェンは、進歩という抽象的観念によって犠牲を正当化することを厳しく批判した。というのは、進歩にコミットする人間が、「世俗の司祭」となり、現実の社会で具体的な個人を犠牲にすることになりかねないからである。バーリンはそこにゲルツェンの独創性を認める。バーリンは現実感覚をゲルツェンから学んだのだが、それは「抽象的観念の専制を防止」するためであった。

第IV部は、バーリンの思想を批判・批評している現代の思想家たち（L・シュトラウス、

T・パングル、C・ティラー、P・ペティット、R・ドゥオーキン、J・グレイ、G・クラウダーなど)を取り上げ、彼らの批判が妥当かどうかを検討している。

第11章は、シュトラウス、パングル、M・サンデルのバーリン批判を取り上げ、バーリンに代わって反批判を試みている。先ずシュトラウスは、バーリンは絶対主義と相対主義の両方を支持したため矛盾に陥っていると批判する。即ちバーリンは、一方で消極的自由を神聖で絶対的だとしているが、他方では積極的自由にも同等の地位を認めているというのである。しかしシュトラウスの議論には、絶対的基礎を持つものは一つ、原理が神聖であるとはいかなる時点においても妥当といった仮定が潜んでいるので、それを受け入れないバーリンとの間では、有益な討論は成り立たないという。シュトラウスの弟子筋に当たるパングルは、消極的自由と積極的自由は対立するため決して両立しない、と想定していてバーリンを誤解している。確かに、積極的自由が消極的自由を侵害することはあり得るし事実あったが、しかしこのことは、積極的自由が必然的に消極的自由の敵であることを含意するものではない。シュトラウスがバーリンの中にドグマティズムを読み込んだのに対し、サンデルは相対主義の匂いを嗅ぎ取る。バーリンは相対的な妥当性しか認めない自己の確信を擁護するが、それは相対主義ではなく多元主義と可謬主義を表明したものと解釈すべきである。

第12章はティラーによるバーリンの「二つの自由概念」批判を取り上げ、その妥当性を検討する。ティラーは消極的自由と積極的自由の区別は一応認めるが、バーリンの定義は極端でカリカチュアになっていると批判する。即ち、消極的自由では自己実現というポスト・ロマン主義的観念を表現できないし、また積極的自由の中には、古代の共和主義、トクヴィル、J・S・ミルなども含まれるのではないか、と。だがティラーは、バーリンの消極的自由が政治的自由であることを忘れ、政治的自由とその他の自由とを区別していないが、それはティラーが自己実現を所与として自由概念を解釈しているからである。つまりティラーは、シヴィック・ヒューマニズム(アリストテレス、マキアヴェッリ、トクヴィル、アーレントなど)の系譜に属す思想家であるので、その自己実現は政治に参加しその中で闘争することによって達成されるものと解釈される。しかし、価値多元的社会においては、社会のメンバー全員を同じだけ政治に参加させるには、政府による強制は不可避になり、政治的自由の侵害は避けられない。これはティラーが積極的自由を救おうとして自己実現という軸を設定したことから導かれる帰結である。

第13章はバーリンの自由論とペティットの共和主義的自由を、特に自由の概念と民主主義との関係に焦点を置き比較考量している。バーリンの積極的自由は、干渉や支配の源泉を問うものであるから、民主主義は積極的自由の領域に属しているといえるが、しかしバーリンは個人の自由と政治制度としての民主主義との関係について殆ど論じていない。このバーリンの論述の不備を衝いて、共和主義的自由と民主主義との関係を改めて問い合わせ体系统的な政治理論を開いたのがペティットである。ペティットは、伝統的な積極的自由を説くのではなく、消極的自由の一種としての自由を掲げる共和主義に立ち、バーリンの自由

論に対抗して、「支配の不在としての自由」という共和主義的自由を提起する。両者の違いが際立ってくるのは、法と自由の関係についての議論においてである。即ち、バーリンは法と自由を対立的に捉えているようだが、ペティットは適切な法と自由とは両立するものと考える。しかし、適切な法もそれを保障する政体がなくてはならない。その政体が立憲主義で、①法の帝国、②権力の分割、③多数派の意思への制約の三条件を備えている。そして③との関係で、ペティットは討議的民主主義、包括性、議論のフォーラムという三つの観念から成る「異議申し立て的民主主義」の重要性を説く。このように、自由を政体の問題と関係づけると、バーリンとペティットはかなり違った立場に立っているようだが、他の点ではそれほどの違いは見られないので、バーリンの議論とペティットの共和主義の議論は「相補的なもの」として解釈できるのではないかという。

第14章はドゥオーキンによるバーリンの多元主義批判を扱っている。ドゥオーキンの議論は極めて多岐にわたっているので、ここでは自由と平等の問題に議論を絞って論じられている。価値多元主義を説くバーリンにおいては自由と平等は対立するが、ドゥオーキンはそれを批判し両者は対立しないと主張する。ドゥオーキンは自らの議論の根底に「倫理的個人主義」という理念を置くが、それは平等な重要性と特別責任という二つの原理からなっている。前者は政府に「資源の平等」に基づいた分配を求めるもので、後者は「選択の自由」の結果には市民自身が責任を負うべきだというものである。こうして、資源の平等論によって特定される正義が正しいのであるから、資源の平等と対立する自由は正義に適ってないことになり、ドゥオーキンは正義と関連づけられた自由だけを真の自由と認める。両者のこうした違いは、バーリンが歴史的経験を重んずるのに対して、ドゥオーキンが道徳的原理を重視するというアプローチ上の違いからきている。しかし根本的には、概念間にインティグリティを認めそれ自体に価値を主張する一元主義者のドゥオーキンの立場と、概念に一般的レベルと個別的レベルを区別し後者を重視するバーリンの立場の違いからきている、と論ずる。

第15章は、バーリンが余り語らなかった「多元主義と自由主義」との関係を論じたグレイとクラウダーの議論を取り上げ検討している。グレイによれば、バーリンの多元主義は伝統的な自由主義を掘り崩すラディカルなテーゼである。選択の自由と他の価値が対立した場合に選択の自由が必然的に優先されねばならないというのは多元主義に反している、普遍主義的自由主義体制よりも個別主義的非自由主義体制の方が独自性・固有性に敏感だから、というのがその理由である。しかし、バーリンが多元主義で問題にしているのは価値間の真の対立であって価値間の絶対的優越度の比較ではなく、他の価値のためには選択の自由を制限することもあることを認めている。また、自由主義体制と非自由主義体制を比較するのはよいが、その場合、対比項を揃えなければ意味がない。つまり、グレイは多元主義を根拠として普遍主義を批判しているのだが、それは自由主義の批判とはならない。グレイと全く反対の側からバーリンを批判したのがクラウダーであり、多元主義を仮定すれば、自由主義だけが導かれるとして主張する。クラウダーがそう主張するのは、普遍的理性

に対して高い要求をしているからだが、しかしバーリンはそうした「普遍主義的野心」は受け入れていない。バーリンのいう多元主義は、自分との差異から他の人を不合理とは判断せず、その合理性・人間性を十分認めているからである。最後に、多元主義と自由主義を和解させるモデル＝多元主義的自由主義を提起する。先ず、選択の自由の絶対的優位性を放棄し、相対的優位性を受け入れる。次に、自由主義的寛容に注目する。バーリンにとって寛容は受容や許可ではない。また多元主義は、自分との差異から不合理と判断すべきでないことを含意しているので、自由主義者は自由主義に内在する寛容に訴えて多元主義の含意を受け入れ得る。このように、バーリンの議論から多元主義的自由主義は成り立つ。

#### [4] 分析と評価

##### <各章の分析と評価>

第1章。第1章から最後まで、命題分析にウェイトを置いた分析は、従来のバーリン研究では見られなかったもので極めて斬新である。第1章から、バーリンが「現実感覚」を重視していたことが説かれているので、第1章でそれについてもっと詳しく論じていてもよかつたのではないか。そうすると、第2章の補論「現実感覚と政治家」の一部は第1章で言及されたかも知れない。

第2章。ヘンペルの歴史論に対する批判は的確且つ詳細になされているが、歴史論に関する当時の議論は、E・H・カーの歴史論をめぐって、かなり激しい論争が行われていたはずで、同論争にバーリンがどのように関わったか触れられていない。また、ポパーの歴史主義批判についても、もう少し議論があつてもよかつたのではないか。しかし、H・パトナムやD・デイヴィッドソンなど現代の学者による議論には、必要な限り言及されていて評価できる。歴史学と自由意志論の問題は第2章で当然取り上げられねばならないテーマだが、自由意志論と積極的自由・消極的自由の問題は、第5章で議論してもよかつたのではないか。K・マルクスの名前も出ているが、バーリンの最初の著作は、*Karl Marx*(1939)だったはずで、何故、同著を書いたのか少し言及してもよかつたのではないか。

第3章。コリングウッドの影響についての議論がもっとあってもよかつたのではないか。恐らく、歴史的方法はコリングウッドから学んだのではないか。そうだとすれば、バーリンが哲学から、歴史に関心を持つようになり、更に政治哲学・思想へ向かうようになったのは、コリングウッドの影響があったからではなかったか（この点については公聴会で確認した。バーリンはコリングウッドの講義に出席していて、ヴィーコなどを読むように奨めたのもコリングウッドであり、「人間性という曲がった材木からは、まっすぐなものが作られたことはない」というバーリンが好んだ表現もコリングウッドの講義で紹介されたカントの文章に由来している、ということだった）。バーリンのヒューム主義についての議論は的確に纏められているが、ヒュームの規約主義的解釈についても触れてよかつたのではないか。バーリンとH・L・A・ハートとの思想的関係について、注では言及されているが、重要なテーマだと思われる所以、本文で扱ってもよかつたのではないか。

第4章。第II部を「平等」概念の分析から始めたのは正解だったのではないか。平等はバーリンの哲学論文集に収められている論文であるだけでなく、近年の政治哲学の中心的テーマであるので、現代政治哲学におけるバーリンの位置づけもある程理解できる。本章では、ノージック、フランクファートが取り上げられているが、当然、ロールズやセンなどの平等論との比較も可能なはずである。

第5章。バーリンの自由の概念についての議論は極めて正確且つ簡潔になされている。しかし、自由を積極的自由と消極的自由の二つに分けて最初に論じたのはルッジエーロといわれるが、それがどのような経過でバーリンに影響を与えたのか、そうした歴史的記述も少しあってもよかったです。また、積極的自由のところで、フィヒテに少しでも言及しておけば、第9章での議論がもっと簡潔にできたのではないか。

第6章。マキアヴェッリの思想が価値多元主義の起源となったというバーリンの議論が正確に論じられている。

第7章。バーリンの思想を再構成し、現代的手法で分析していく評価できる。J・S・ミルとバーリンの思想上の特徴と連続性が的確に論じられている。「寛容のパラドックス」に対する議論—選択する存在からの議論と寛容を両立させる整合的方法—は説得力がある。バーリンの多元主義にはモンtesキーの影響があるともいわれるがここでは触れられていない。

第8章。自由主義者としてのバーリンが、ポパー、ハイエク、J・タルモンなどの自由主義者と異なる点は、西洋思想史上におけるロマン主義の理解・評価にある。即ちバーリンは、古代ギリシアから現代に至る西洋思想の主流を形成してきたのは理性主義(一元主義)であることを認め、これに異議を唱えたのがロマン主義だとし一定の理解を示す。本章は、ヴィーコ、ハーマン、ヘルダーなどに対するバーリンの分析、解釈を実に丹念に追い、バーリン思想の形成に与えた影響とバーリン思想に占める重要性を明らかにしている。また、ハーマンがヒュームから学んで反啓蒙主義を唱えたアイロニーや、理性の擁護者・カントの思想がロマン主義の源泉になったという議論も、的確に論じられている。

第9章。近年注目されている政治学者のD・ミラーのナショナリズム論や、経済学者のセンやU・パガノなどの議論も取り上げ論じていて内容の濃い章となっている。

第10章。ロシア思想をより広い西洋思想という文脈の中で理解・評価しようとするバーリンの思想研究の跡がよく分析されている。ゲルツェンが主な分析対象になっているのは、「自分のヒーロー」だったから当然であるにしても、ツルゲーネフの影響—少しは言及されているが—もかなり大きかったのではないだろうか。しかし、本章におけるゲルツェンの分析は非常に鋭い。

第11章。シュトラウスやパングル、サンデルなどのバーリン批判に対し、本章はバーリンになり代わって、それらの批判が不当に読み過ぎからきているとして、的確な反論を行っている。

第12章。テイラーのバーリン批判は「二つの自由概念」に絞られているので、第5章の

中で取り上げてもよかつたのではないか。

第 13 章。バーリンの政治理論には、J・ウォルドロンもいうように、制度面の議論が欠けている。そのため、バーリンの自由論とペティットの共和主義的自由論との比較は本論文の中で重要な位置を占めているといえる。ペティットの共和主義的自由論は、法の帝国、権力の分割、多数派の意思への法的制約といった立憲主義政体と不可分の関係を有しているからである。つまり、共和主義の伝統によれば、法と自由は密接な関係にある。これは、ベンサムやバーリンのように法と自由を対比的・対立的に捉える思想とは明らかに違っていて、この点では、寧ろハイエクに近いのではないか。

第 14 章。本章はドゥオーキンの大著、*Justice for Hedgehogs* (2011) が出版される前に書かれているけれども、同著の要点はいくつかの論文の中で既に論じられていたので、本章はそうした既論文を踏まえて執筆されている。しかも、ドゥオーキンの既論文の核心を十分理解して議論を展開しているので、精緻且つ説得力のある章となっている。ドゥオーキンの政治哲学は、自身もいうように、ロールズの政治的自由主義ともバーリンの政治的多元主義とも違うことは明らかだが、ロールズの思想とバーリンの思想はどういう関係にあるのか、その点がいま一つ明瞭でない。政治哲学の領域では、ロールズはバーリンの影響を受けたのではないか。平等の問題でロールズとバーリンを扱うのであれば、第 4 章で論じてもよいであろう。前章では、C・ラーモアに少し言及しているが、本章でもラーモアとの関係に触れてよかつたのではないか。

第 15 章。グレイの立場を「暫定協定自由主義」、クラウダーの立場を「自律に基づいた自由主義」と正確に理解した上で、バーリンとの比較がなされており評価できる。グレイの自由主義と非自由主義の比較が対比項の違いの上でなされているという指摘は実に鋭い。

#### ＜公聴会での質疑応答＞

公聴会での主な質疑応答は以下の通りである。

##### (1) バーリン政治哲学における多元主義の問題について。

① バーリンの有名な対比に、ハリネズミ（一元主義者）とキツネ（多元主義者）というのがあるが、バーリンはどちらに属していたのか。一貫した多元主義者という点では、ハリネズミと分類できるのか。

② 最近出版された研究書に、価値多元主義の想定する価値の対立は、アリストテレスのいう「フロネーシス（賢慮）」によって解決・調整可能と説かれているが、この点どのように考えるか。

③ 「強い」多元主義と「弱い」多元主義が区別されているけれども、これはどのような区別なのか。特に、「両立不可能性」と「対立」はどのように区別されるのか。

#### 筆者の応答

① この点は現在も論争になっていて、一貫したキツネだった点で（メタレベルでの）ハリネズミであったとすれば、ハリネズミとキツネの対比は解消されてしまうので、バーリンはキツネであったという解釈を自分は採っている。

② バーリンは「政治的判断」などの論考において、ある種の実践知の必要性を説いており、C・ティラーもアリストテレス的枠組みによって多元主義にアプローチすべきだとしているなど、妥当なアプローチの一つだと思われる。

③ 「強い」多元主義は価値の対立を想定する点で、強いとされる。P、Q、R・・・という価値があった場合、Pを実現することが、その他の価値の実現を不可能にするならば、両立不可能であり、Pの実現がPの否定である非Pを積極的に非難することを含意すれば対立関係にある。バーリンの多元主義は、両立不可能性だけでなく対立関係も認めていた。従って、相互に否定関係にある価値の両方を評価する余地を残す点で「強い」多元主義といえる。

#### (2) 積極的自由と消極的自由について。

① バーリンが批判した積極的自由は、合理主義的な枠組み内において一元主義的目的として解釈されたものとされているが、それ以外で妥当とされるのはどのような積極的自由か。

② バーリンの消極的自由はペティットなどの共和主義的自由と違い、法と自由を対立するものとしているのか。

#### 筆者の応答

① 制度としての民主的自治としての民主主義をバーリンは妥当な積極的自由としてあげているが、より積極的な参加型の民主主義に対しては曖昧な発言をしている。

② バーリンは、法と自由の関係については多くを語っていないけれども、法と自由を対比的に捉えるベンサムらについて好意的に論じているところがある。しかしその場合には、「法」という語で原理的に同定可能な「実定法」を指示している。だから、法をどのように捉えるかで、法と自由の関係は変わってくるかも知れない。

#### (3) バーリンの政治哲学における「常識」、「現実感覚」について。

① バーリンは「常識」や「現実感覚」を重視しているが、この点をどのように評価しているか。

② 「常識」と「多元主義」の間に矛盾はないのか。

#### 筆者の応答

① 「常識」に基づいて議論することは、他者と共有している根拠に訴えて議論を行うことであり、他者からの反論に自らを晒すことになる。自身の議論の欠点を自ら発見することは困難で、このことを考えれば常識を重視することは適切な議論の仕方だと思う。

② 「常識」という語は、ある種の「共通性」を含意するけれども、「固定性」や「單一性」を含意してはいないし、常識を超えた思考が唯一の価値の追求の要因だと考えられるので、常識と多元主義との間に矛盾はないと思う。

#### <全体の評価>

バーリンの名前を一躍世界的にした「二つの自由概念」(1958)以後、バーリンを扱った研究書や論文は非常に多いが、バーリン思想の全体像を明らかにしたもののはこれまでなか

った。欧米でも、J・L・チャーニスが今年になって一従って、本論文公刊後ということになる—*A Mind and its Time*(Oxford University Press、2013)を刊行したけれども、同著がバーリンを包括的に論じた殆ど唯一のものである。その理由は、バーリンが哲学から政治哲学・思想へ関心を移していった時期に關係する文献・資料が、バーリン死後になって漸く公表されるようになったからである。恐らく、本論文の筆者もチャーニスも、バーリンの初期の思想形成の過程が明らかになって、バーリン思想の全体への視座が開けていったのだろう。チャーニスの著書の第1章は、かなりのページを使って、1928年から1939年までのバーリンの知的展開を扱っていて本論文の第一部に対応している。勿論、両者によるバーリンの全体像も、強調の違いによって、異なっているところもある。例えば、本論文では、多元主義との關係でロマン主義が強調されているが、チャーニスの著書ではそれほどではない。また、本論文は現代の政治学者と比較することによってバーリンを現代政治哲学の中で位置づけているが、チャーニスの著書は、そのタイトルからも窺がえるように、バーリンと同時代の思想家たちとを比較することによって、バーリンを二十世紀の思想史の中で位置づけている。多分、両方の比較があつてはじめてバーリン政治哲学の現代的意義が明らかになるのであろう。それはともかく、本論文がチャーニスの著書に先んじてバーリン政治哲学の全体像を示し、現代政治哲学におけるバーリンの位置を明らかにした意義は極めて大きい。現在、プリンストン大学出版部からバーリンの諸著作が、著名な研究者による新しい序文とかなりの分量の Appendix を付けて、次々に復刊されていて、バーリン研究も新しい段階に入ったかのような印象を受けるけれども、本論文が今後のバーリン研究に少なからぬ影響を与えていくことは間違いないように思える。

以上を総合的に判断した結果、われわれは本論文が「博士（学術）早稲田大学」の学位に値するものと認め、ここに推薦する次第です。

主任審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授 経済学博士（早稲田大学）古賀勝次郎

審査員 早稲田大学社会科学総合学術院教授 博士（政治学）早稲田大学 厚見恵一郎

審査員 国立館大学政経学部教授 博士（政治学）早稲田大学 中金 聰